

手続（税金）

【国税の特例措置】

- ◆ 国税の特例措置として「申告・納税等の期限延長」、「納税の猶予」、「所得税の減免」、「源泉徴収の徴収猶予」などの制度があります。
- ◆ 地震などの災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法に定める雑損控除の方法」又は「災害減免法に定める税金の軽減免除による方法」のどちらか有利な方法を選ぶことによって、平成 22 年分又は平成 23 年分のいずれかの年分を選択して、所得税の軽減又は免除を受けることができます。
また、雑損控除による場合、適用した年の総所得金額から控除しきれない損失額の繰越控除期間については 5 年となり、平成 22 年分適用で最長 27 年分まで、平成 23 年分適用で最長 28 年分まで繰越できることとなりました。
なお、平成 22 年分の確定申告については、被災後の状況等を踏まえ地域を決めて延長してきましたが、平成 23 年 12 月 15 日をもって期限延長が全て終了していますので、今後は、23 年分以降からの控除となります。

- ◆ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。※自動音声案内
石巻税務署（TEL：0225-22-4151）〔石巻市、東松島市、牡鹿郡〕
大河原税務署（TEL：0224-52-2202）〔白石市、角田市、刈田郡、柴田郡、伊具郡〕
気仙沼税務署（TEL：0226-22-6780）〔気仙沼市、本吉郡〕
佐沼税務署（TEL：0220-22-2501）〔登米市〕
塩釜税務署（TEL：022-362-2151）〔塩釜市、多賀城市、宮城郡〕
仙台北税務署（TEL：022-222-8121）〔青葉区・宮城野区の一部、泉区、黒川郡〕
仙台中税務署（TEL：022-783-7831）〔青葉区・宮城野区の一部、若林区〕
仙台南税務署（TEL：022-306-8001）〔太白区、名取市、岩沼市、亶理郡〕
築館税務署（TEL：0228-22-2261）〔栗原市〕
古川税務署（TEL：0229-22-1711）〔大崎市、加美郡、遠田郡〕

【県税の特例措置】

- ◆ 県税（法人県民税及び法人事業税、個人事業税、不動産取得税、自動車取得税、自動車税並びに軽油取引税）の特例措置として、減免措置が受けられます。
※ 自動車取得税及び自動車税については、後述参照。
なお、平成 23 年度の自動車税の納税通知書は 8 月 22 日発送（納期限 10 月 31 日）となりましたので、平成 22 年度の自動車税納税証明書の有効期限が延長して取り扱われます。平成 23 年 5 月 30 日まで有効期限の納税証明書は、平成 23 年 10 月 30 日まで使用できます。

- ◆ 詳しくは、最寄りの県税事務所又は宮城県税務課（TEL：022-211-2326）にお問い合わせください。

大河原県税事務所（TEL：0224-53-3111）〔白石市、角田市、刈田郡、柴田郡、伊具郡〕

仙台南県税事務所（TEL：022-248-2961）〔仙台市太白区、名取市、岩沼市、亶理郡〕

仙台中央県税事務所（課税TEL：022-715-0621～0623, 0670、納税TEL：022-715-0624, 0625, 0672）〔仙台市青葉区及び宮城野区の一部・若林区〕

仙台中央県税事務所扇町出張所（TEL：022-232-5702）

〔管轄区域は仙台中央県税事務所と同じ。自動車税事務のみ〕

仙台北県税事務所（TEL：022-275-9111）

〔仙台市青葉区及び宮城野区の一部、（仙台中央県税事務所の管轄区域を除く）泉区、黒川郡〕

塩釜県税事務所（TEL：022-365-4191）〔塩竈市、多賀城市、宮城郡〕

北部県税事務所（TEL：0229-91-0701）〔大崎市、栗原市、加美郡、遠田郡〕

北部県税事務所栗原地域事務所（TEL：0228-22-2111）

〔栗原市（県税徴収事務、自動車税賦課のみ）〕

東部県税事務所（TEL：0225-95-1411）〔石巻市、登米市、東松島市、牡鹿郡〕

東部県税事務所登米地域事務所（TEL：0220-22-6111）

〔登米市（県税徴収事務、自動車税賦課のみ）〕

気仙沼県税事務所（TEL：0226-24-2121）〔気仙沼市、本吉郡〕

気仙沼県税事務所南三陸支所（TEL：0226-46-3600）

〔本吉郡南三陸町（納税証明書及び軽油取引税に係る免税証の交付、窓口での県税の収納業務に限る）〕

【市町村税の特例措置】

- ◆ 市町村税（住民税、固定資産税、都市計画税）の特例措置として、減免措置が受けられます。被災家屋・土地に代わるものを取得した場合にも特例があります。
- ◆ 詳しくは、最寄りの市町村の税務担当窓口等にお問い合わせください。

ガイドブック目次に戻る
東北管区行政評価局HPに戻る